

議案第 32 号

鎌倉市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月3日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

地方自治法等の改正に伴い、規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

鎌倉市認可地縁団体印鑑条例（平成5年9月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 法第260条の9の仮代表者
- (2) 法第260条の10の特別代理人
- (3) 法第260条の24又は第260条の25の清算人
- (4) 裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者

第5条第4号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

付 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。